

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合特別養護老人ホームの設置等に関する
条例

昭和54年6月21日
組 合 条 例 第 3 号

改正 平成 16 年 1 月 16 日組合条例第 62 号 平成 17 年 3 月 18 日組合条例第 65 号

(目的)

第 1 条 この条例は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 組合は特別養護老人ホームを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 特別養護老人ホームの名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 吉井川荘
- (2) 位置 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原838番地

(その他)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、施設の管理その他必要な事項は規則で定める。

附 則(昭和54年6月21日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、施設認可のあった日(昭和55年4月21日)から適用する。

附 則(平成16年 1 月 16 日組合条例第62号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年11月17日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日組合条例第 65 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。